

北上市指定居宅介護支援事業者規則の一部を改正する規則

北上市指定居宅介護支援事業者規則（平成30年北上市規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定の申請） 第2条 <u>法第79条第1項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。法第79条の2第1項の規定による更新についても、同様とする。</u> <u>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業者として指定し、指定居宅介護支援事業者指定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。指定しないときは、申請者にその旨を通知するものとする。</u> <u>3 [略]</u> <u>（変更等の届出）</u> 第3条 <u>法第82条の規定による届出は、施行規則第133条第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定居宅介護支援事業者変更届出書（様式第3号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定居宅介護支援事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、それぞれ行うものとする。</u>	（指定の申請） 第2条 <u>市長は、法第79条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業者として指定し、指定居宅介護支援事業者指定書（別記様式）により申請者に通知するものとする。指定しないときは、申請者にその旨を通知するものとする。</u> <u>2 [略]</u> <u>3 前2項の規定は、法79条の2第1項の規定による指定の更新について準用する。</u>

(事業所情報の提供)

第4条 市長は、前2条の規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、岩手県、岩手県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) [略]
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4)～(6) [略]

(公示)

第5条 法第85条の規定による公示は、施行規則第133条の2各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) [略]
- (2) 当該事業所の代表者の氏名及び住所

(補則)

第6条 [略]

(事業所情報の提供)

第3条 市長は、前条第1項に規定する指定、前条第3項に規定する指定の更新又は法第82条各項の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、岩手県、岩手県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) [略]
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4)～(6) [略]
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公示)

第4条 法第85条の規定による公示は、施行規則第133条の2各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) [略]
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定、指定更新及び指定有効期間の満了、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(補則)

第5条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 1 号を削り、様式第 2 号を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

北上市指令 第 号

所在地

名称及び代表者氏名

指定居宅介護支援事業者指定書

年 月 日付けで申請のあった次の事業所について、指定居宅介護支援事業者として指定します。

年 月 日

北上市長



	介護保険事業所番号	
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 3 号及び様式第 4 号を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。